

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第2回 会議録

日 時	令和元年6月27日(木) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、佐藤、須崎、奥田、高橋、田川、市川、大石、折笠、木村、瀬尾、 中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、曾山主査、鈴木主査、 神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	なし	
記録者	事務局		
項目	1. 開会 2. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例の項目について 3. 出前講座(多摩市地域自立支援協議会権利擁護専門部会) 4. アンケート及びワークショップの報告について 5. 障がい当事者・事業者双方の状況の共有及び意見交換 6. 閉会		
	詳細		
1. 開会 2. (仮称) 多摩市障がい者差別解消条例の項目について	<p>【事務局】</p> <p>前回の会議で多摩市の条例の方向性について確認いただき、理念条例にするという方向で話をした。その中では「障害について知ってもらうための条例ではなく、紛争解決などの仕組みも必要」といった、具体的などころも必要ではないかという意見をいただいた。事務局は、全体像が見えにくいと議論をしにくいと考え、今回項目立てを行った。この項目立ては東京都や他市が定めているものを参考に作っている。</p> <p>まず前文は、自立支援協議会の下部組織である権利擁護専門部会で意見を伺いながら、当事者の意見を十分に反映させて、前文の案を作っていくと考えている。</p> <p>次に「第1章 総則」について。第1条「目的」、第2条「定義」、第3条「基本理念」、第4条「市の責務」、第5条「市民及び事業者の責務」については、他の自治体も同じような内容になっている。多摩市では、差別や合理的配慮等の定義、市の責務、市民及び事業者の責務をわかりやすく示すことで、多摩市としての条例の独自性を出していきたいと考えている。</p> <p>続いて「第2章 差別の禁止」について。第7条「虐待の禁止」は盛り込むかどうか要検討。</p> <p>第3章は合理的配慮等について。第4章は相互理解の促進について。</p> <p>第5章の第10条「相談」～第15条「調整委員会」までについて。相談体制について</p>		

<p>3. 出前講座 (多摩市地域自立支援協議会権利擁護専門部会)</p>	<p>は、地域自立支援協議会の方で検討をしていただきたいと考えている。他の自治体も同じような表現の文言で書かれているが、実際の対応を想像してどのような体制をとることが望ましいかということは十分な検討が必要だと考えている。第15条の「調整委員会」「第三者機関」についてはどのような形で設置するかを決める必要があると考えている。</p> <p>第2章から第4章については市民委員会の方で議論していただきたい内容である。</p> <p>続いて、資料1-2。6月10日に開催した地域自立支援協議会で、主に相談支援体制のところについて議論いただいた。「調整委員会については地域自立支援協議会がその役割を担うのではなくて新たに設置すべき」「他の第三者機関も参考にしながら検討が必要」といった意見をいただいた。</p> <p>相談窓口については「相談窓口は沢山あったほうがいい」「市が窓口になった方が市民は言いやすいのではないか」という意見をいただいた。他には「調整委員会であったり差別解消地域支援協議会の設置も必要ではないか」といった意見もいただいている。</p> <p>こちらは後ほど時間がある時に確認をしてください。資料1、資料1-1・1-2の説明は以上。</p> <p>【委員長】 ありがとうございました。 条例を検討していくというのは幅広い仕事。まず検討の大きな枠組みとして今回この項目立てをご提案いただいた。 これについて何か質問・意見はあるか。 ～特に意見なし～ それでは次に進む。</p> <p>～多摩市地域自立支援協議会権利擁護専門部会の部会長の説明による出前講座～ ※障害者差別解消法の概要等について説明</p>
<p>4. アンケート及びワークショップの報告について</p>	<p>【事務局】 アンケートの集計結果について説明する。アンケートの実施期間は平成31年2月18日～3月29日。回収率について、「障がい当事者・家族向けアンケート」は配布1736部、回収632部、回収率は36.4%。「市民向けアンケート」は配布1900部、回収745部、回収率39.2%。「民間事業者・教育関係者向けアンケート」は配布472部、</p>

回収 110 部、回収率 23.3%。アンケート結果の概要について。特に前回の途中経過から変化があった点について説明する。「市の条例にいたったほうがよいと思う内容」は市民向けアンケートでの 1 位と 2 位が逆転。「生活のいろいろな場面における合理的配慮の内容」が 1 位、「差別を受けたときに相談できる窓口があること」が 2 位に。

続いて、当事者家族向けアンケートについて。差別されたことの有無、差別を受けた場所、してほしい手助けや配慮等については特に変化なし。

市役所の窓口においても差別を受けたとあり、市役所も全庁的に理解促進・差別解消に努めていく必要があると引き続き考えている。

続いて、市民向けアンケートについて。こちらは全体的に前回の結果から変化なし。引き続きハンドブックやたま広報など既存の手法でさらに情報発信等していきたいと考えている。

続いて、民間事業者・教育関係者向けアンケートについて。この結果は今回新たに追加したもの。『差別解消法について知っているか』という問いに対しては、「名前も内容も知っている」が 24.5%。「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が 42.7%。「聞いたこともない」が 31.8%。この結果について、当事者・市民より認知度は高いものの、さらに周知していく必要があると考えている。

『合理的配慮を行うためには何が必要か』という問いに対しては、「設備の改修」が一番多く、次いで「障害種別に合わせた対応マニュアル」「人員の配置」という回答が多く挙げられた。この結果について、合理的配慮を促すための環境の整備についても検討していく必要があると考えている。

続いて、アンケートにおける自由記述の回答について。詳しくは参考資料をご覧ください。差別を受けて相談をしたけれども解決しなかったというところはどういう事例があるか・身の回りでしてほしい手助けや配慮についての意見・差別解消条例に期待することなどを挙げている。自由記述については、説明を割愛をさせていただく。

続いて、ワークショップの報告について。

6 月 9 日と 6 月 16 日の日曜日に 2 回シリーズで開催した。2 日間通して延べ人数合計 84 名の方が参加した。実人数としては 53 名の方に参加いただいた。

内容は、出前講座とグループワークでの意見交換（1 グループ 4 人～5 人。各グループに数名の障がい当事者が入る）。

テーマは「こんな経験はありますか?」「生活のいろいろな場面で『こうなったらいいな』と思うこと」「理解を広めるための取り組み」。

グループワークで出た意見については参考資料を確認してください。

続いて、参加者からの声について。ワークショップ終了後、アンケートに御協力いただいた。概ね好評な意見をいただいた。具体的には、「直接対話をすることで自分の意見・考えが変わった」「とてもいい機会になった」という声をたくさんいただいた。

中には「テーマに沿って話すことは大事けれども出た意見を実際に取り入れるところまでやらないと意味がないと思う」という意見もあった。

アンケートの回答はこちらの委員会で紹介したり、今後の取り組みにどう生かしていく

<p>5. 障がい当事者・事業者双方の状況の共有及び意見交換</p>	<p>かを事務局の方で考えていきたい。説明については以上。</p> <p>【委員長】 何か質問・意見はあるか。無いようなので次に移る。</p> <p>【事務局】 本日の目標は「お互いを知ること」。</p> <p>1.多摩市における条例の方向性は、障害者差別解消法・都条例の内容に沿いながらも、差別や合理的配慮がどのようなことをわかりやすく示し、市民にも理解しやすい条例とすることで多摩市としての特色を出す。</p> <p>2.本委員会における検討事項は、①差別について②合理的配慮について③環境の整備について④理解・配慮を広めるための取り組み・工夫について である。</p> <p>3.本題は、「障がい当事者・事業者双方の状況の共有及び意見交換」をしていただく。特に今回は①差別について②合理的配慮についてを深掘りし、障がい当事者・事業者双方の理解を深めることを目的としている。また、ざっくばらんな議論により、差別的取扱いや求められる配慮・取組みに関する生の声を受け止め、どのように条例に反映していけるか、次回委員会までに事務局で整理する。話していただく内容は、障がい当事者からは「自身が体験した差別、困っていること、事業者等に求める配慮、事業者等に聞きたいこと」、民間事業者等からは「障がい者に対して行っている配慮・取組みや、対応が難しいこと、困っていること、障がい者に聞きたいこと」である。資料3-2は差別と合理的配慮の例として、場面別にまとめたものである。今回の議論の参考として活用していただきたい。説明は以上。</p> <p>【委員長】 当事者→事業者→市民の順に3～5分で意見を伺う。ざっくばらんな話をして相互理解を深め、建設的な意見交換を行いたい。では障がい当事者からどうぞ。</p> <p>【委員】 これまで体験した差別について。愛の手帳(知的障がい者の手帳)は身分証明書にならないと言われ、コンサートの入場を断られた。身体障害者手帳と精神障害者手帳は使えるがこの手帳はだめだと突き返された。お金も払い、会場まで行ったが悔しい思いをした。知的障がい者の手帳はあまり知られていなかった。チケット会社と話し合いの末、今は改善されている。他の場所でも知的障がい者の手帳は身分証明証として使えないことがある。</p> <p>困っていることについて。病院の病室がどこか迷う。矢印が欲しい。病院やお店に行くと、漢字にルビがなかったり言葉が難しく、読めないことがある。路線地図の看板がわかりにくい。大きい駅だとホームにたどり着けない。駅員に案内して欲しい。障害を理由に物件を断られた。障がい者を差別せず、皆にいい物件を紹介して欲しい。障がい児</p>
------------------------------------	---

も皆と同じ環境で勉強したい。私は小学3年生から特殊学級に行かされた。せっかくできた友達と離れ離れになって悲しかった。一緒に勉強・遊びをしたかった。

【委員】

困ったこと。筆談が面倒と言われた。手話もできないところが残念。エレベーターで何かあったら電話しろとあるが、電話が使えないので停電になったときに聴覚障がい者は困る。エレベーター内で聴覚障がい者で怖い思いをしたことがある人がいる。何かあったときに「聴覚障がいの人を取り残されていないか」を考えて欲しい。

言いたいこと。お店に「手話・筆談できます」と表示を出して欲しい。そこになら安心して行ける。手話・筆談などの合理的配慮を求める基準を作って欲しい。

【委員】

多摩市の住み替え相談に行った。盲導犬を連れて行った。「やったことがない」「できない」の一点張りでその先が進まない。「ちょっとやってみましょう」とはならない。早々に止めた。民間企業はそのような対応だった。差別に感じた。

声かけが少ない。バスに乗っても席が空いていても教えてくれない。運転手も気づいているはずだが空席の誘導をしない。空いてるかわからないから教えて欲しい。タクシーの乗車拒否、病院も盲導犬対応がなっていない。盲導犬対応が初めての施設などは、行きたいと思っても2、3時間待たされた後にやっと案内される。「知らない」という差別。

点字ブロックの配慮がない。点字ブロック上で立ち話をしている人も多い。話に夢中になり、こちらに気づかないこともある。

東京ドーム。席は盲導犬用にも必要なのでチケットを2枚買うが、「盲導犬は座席の下に入れてください」と言われても困る。車椅子席が空いていないか聞くと、車椅子の人が来るかもしれないからと断られる。配慮をもっとして欲しい。

【副委員長】

車椅子用のトイレは「だれでもトイレ」となっている。そこしか使えないのに大体閉まっている。健常者の人が使っている。車椅子の人を優先して欲しい。全部のトイレが広いと良いのでは。一個しか広いトイレがないから(広いトイレは快適なので)そこに集中するのではないか。

電車に乗ると駅員の人手不足で待たされる。約束の時間に間に合わない。迅速に対応して欲しい。「終電に乗らないでください」「(お店で)お客さんが多い時間は避けてください」と言われた。

養護学校に行っていたので、健常児との人間関係の作り方が難しい。小さいころから分けられていたので大人になったときの人間関係構築に苦労する。小さいころから障がい者と出会う・触れ合う場を作って欲しい。

車椅子の人が入りやすい物件を紹介して欲しい。

【委員】

精神科で働いている。長期入院の患者さんが多い。受け皿が少ない。退院場所・行き場がない患者が多い。介護者も高齢化。情報のアクセスが行き届かない。退院先を探すにあたって、アパートが見つからない、障害を理由に貸してくれない、ということがあ

る。
私は精神疾患の方の働くサポートを行っている。その中で精神障がいのある人への配慮例として、例えば、一度に沢山のことを言われるとパニックになるので指示を一つ一つ明確にするように企業の人をお願いする・疲れやすい方もいるので、そのような人には労働時間を少し短くするように配慮するようお願いする・通院が必要な方には、通院の際に仕事を休めるよう配慮するようお願いする・声かけの配慮をしてもらう・定期的に相談に乗るサポーターをつけてもらう・普通の人と同じように接するように配慮してもらうなどがある。事前にご本人と働くうえで困難だと感じることを整理し、うまく整理するのが難しい方にはサポートが必要である。

5月にアメリカで行われた就労支援の国際ミーティングに参加した。そこで障がい当事者が意見を述べる機会があり、難聴を抱えながら弁護士として働いている方が「難聴があるため暗い将来を考えていたが、少し考えを変えて、周りに必要な配慮を求めれば対応してくれることがわかった。」「障害があることを大きな声で発信すれば対応してもらえる」「障害を持って生活をするうえで自分自身を理解して、自身もスキルを持っていかなければいけないし、自分の人生に対して自分でコントロールして前向きに進んでいくべき」と言っていた。障がいがある方にこのような考え方を周知し、自分でもスキルを持って合理的配慮を求めていけるような周知、サポートがもっと必要だと思う。

6月9日・16日に行われたワークショップのような機会があると良い。健常者と障がい者の交流の場をもっと増やしていけたら相互理解が深まるのではないかな。

【委員】

今思うこと。移動のハードさから社会参加の機会を逸している。移動のコストも多い。物理的移動不可能もある。移動の格差を感じる。

学校は、現在主に特別支援という枠組みで支援を行っているが、特別支援を受けるか、皆と同じ場所で学ぶかどうかの選択の自由があってもいいと思う。海外では特別支援学校を設けなかったり、障がい児と健常児の場の統合・交流が進んでいる。日本の教育環境も今後考えないといけない。

以前の職場(障がいがある方の歯科衛生士)で思ったこと。対応してくれる先生が少ない・バリアフリーじゃない・通常の歯科医院で見てもらえない、という理由で遠くの大きな歯医者に行かざるを得ない人が多かった。近くで気軽に治療が受けられるようになればいい。

障害があるとどうしても事前調整が必要で、好きなタイミングで出かけられないことがあったり、予約が必要であったりすることがあるがそれは差別につながる。そのような

点を少しでも解消できる社会になればいい。

【委員】

宅建業界の者です。日野市においては、行政と不動産業界と他団体を含め、障がいを持っている方への住宅提供を始めている。多摩市ではまだ実施に至っていない。対応が難しいこと。障がいを持っている人に紹介できる物件が非常に少ない。多摩市には築年数 20～30 年の物件が多く、当時は障がい者が利用できる物件を、という考えが浸透していなかったため単に部屋数を多く取り、サイズ感が良くなるように建てられた物件がほとんど。バリアフリー完備の物件は絶対数が少なく、家賃が高い。精神障がい者の突然の奇声が原因で近隣から苦情があったことから、不動産会社、家主が敬遠することがある。以上のことから、障がいを持っている方がアパートを探して不動産会社に来店したとき紹介できる物件に限りがあり、対応が悪いと感じることがあるのではないかと考えている。一方で「物件が少ないことは確かであるが、探せば見つかる」ということから、対応した営業マンの資質の問題・認識の浅さも否めない。ただ、スロープや大型エレベーターなど物件の選別も非常に難しい・物件が少ない。合理的配慮で、お店にスロープを付けなければいけないという話もあったが、では賃貸物件全てにスロープを付けるのか。スロープを付けるにしても費用負担はどこがやるのか、が問題。どのあたりまでお互い譲歩し合えるのだろうかと思っている。

【委員】

多摩商工会議所の者です。商工会議所は市内の中小企業の経営の支援を行っている。普段は中小企業の経営者の経営相談・課題解決をしている。今回、障がい者の困っていることを改めて知ることができた。前回いただいた心づなぐ・はんどびっくを読んで、様々なことを学んだ。障がい者の体験談など、日常的な付き合いがなければ知ることができない内容だと思う。「知らないこと」「どうしたら良いのかわからないから何もしない」というのは差別に繋がっているということなので、皆様の困っていることをよく勉強して、できることから対応していきたい。

障害者差別解消法成立を受けて、事業者が対応するガイドライン・対応指針ができていくということなので対応指針を学んでいきたい。一方で、市内の百貨店・デパートの店員にはヘルパー介助士の資格を取らせていると聞いたことがある。障がいを持っている方にどう対応したら良いのかということ学ぶ・技術を取得する資格。そのような企業努力も行われている。差別のない環境づくりを願って取り組んでいきたい。

【委員】

京王電鉄バスの者です。21年前、車椅子利用可能バスがほとんどなかった。1996年からスロープ搭載型バスが出てきた。現在の路線バスは低床化が施されている。現在は車椅子の方は全ての路線バスに乗れる。京王電鉄バスの車両はノンステップバス車両やリフト付車両など、低床化はほとんど進んでいる。ノンステップ車両は98%。スロー

プ付のワンステップ車両は 0.6%。リフト付のミニバスが 1.3%。車椅子スペースの確保や固定ベルトの設置もしている。リフト付の貸切観光車両も相当な補助のもと 1 両確保した。

車内には運賃表示機、音声案内によるバス停案内なども行っている。車両について。車内表記にピクトグラムを活用。降りるボタンは座りながら押せる位置に。車椅子スペースは可能な限り 2 名様分確保。車両中側にインターホンがあり、運転手と話せる。ノンステップ位置に優先席を設置。車内の色彩もオレンジを基調にしている。座席は青系で、床や天井と判別しやすいように。可能な限り手すりを設置している。また、障害者手帳開示による運賃割引、運転手の初任研修・3 年に 1 度の定期研修にて車椅子乗降バリアフリー研修を行っている。

ご指摘の通り、まだまだ足りない部分はあるという認識。乗務員は視覚情報にて旅客対応を行っている。車椅子・盲導犬利用の方は一目でわかるので対応できる。一方、視覚情報で障害だと判断しにくい障がい者には一般の人と同じ対応をしてしまっている。乗車人数が 50 人くらいになることもあり、乗務員は一人に対応していることから、目に見えてわかる障がい者でなければ受動的なサービス対応になってしまうこともある。

意見をいただきたいこと。障がいをお持ちの方から「こうして欲しい」という情報をいただくことで、その行動を乗務員に促すことが可能だと考えている。障がいを持っていることを知られたくない、気付いてほしいということになると、こちらとしても、ハードルが高い。やらないと言っているわけではないが、ハードルが高いと認識している。まだまだ足りないことはあると思うが、ここでの意見を持ち帰って、乗務員 1,700 人が等しく質の高いサービスを提供できるよう目指して参りたい。

【委員】

多摩市教育委員会で担当・所管している。施設設備に関する内容、給食・転出に関する内容、指導内容や義務教育終了後の都立高校の入試関係、相談について、の大きく 4 つに分かれる。4 月からは相談について担当。3 月までは入試関係を担当していた。取り組みの例を紹介する。

まずは相談について。小中学校就学にあたっては平成 25 年度までは知的障がいの児童であれば、ある一定の障害の程度が医師から判定された場合、特別支援学校（多摩桜の丘学園）の就学が原則であると法律で定められていたが、平成 25 年 9 月 1 日に法律そのものが変わった。就学相談の中で、子どもの可能性を最大限引き出すという観点から教育・医学・心理学の専門家が話し合いを行い、保護者が強く希望すれば、特別支援学校で良いのではないかと判断された児童でも、通常の学級に就学するケースがある。

保護者に特別支援学級・特別支援学校にどういった違いがありどういったカリキュラムなのかを説明するのは言葉だけでは伝えにくいことがあり、保護者から判断を貰うためには建設的な対話のために時間が必要。多摩市においては 1 年前から令和 2 年度就学の子どものについては 4 月の第 2 週から保護者との相談、学校・学級の説明、学校・学級の訪問見学をしてもらっている。一人ひとりの子どもの情報・良さを知っているのは親・幼

稚園、保育園の先生であるのでその方々に十分に時間を確保して話を聞いたり、一人ひとり担当を決めて保護者の承諾の下、幼稚園・保育園に出向かせてもらい、子どもの今行っている必要な支援と適切な指導の状態を把握させていただいている。それを切れ目のない支援という形で義務教育に繋げていくにはどういった環境が必要なのかという提案をしている。

中学校はどこでも年間 1,015 時間の指導をしているが、特別支援学級によって 1,015 時間の内訳が異なっている。小学校就学にあたる方は小学校のカリキュラムだけを伝えるのではなく、小学校 6 年間の後の中学校はどういう状況、その後の高等学校や高等部のカリキュラムはどういう状況ということを含めて話をしたり、高等学校の情報も伝えている。例えば、特別支援学校高等部に進学された場合「高卒」という資格になるかどうか事業者の判断によるところもある。ただ、「高卒」の資格の有無に関わらず、大学への入学ができるかどうかはまた別問題になるので一人ひとりの子や親のニーズに沿ってお話をさせていただいている。

また、義務教育終了後は今までの 9 年間の義務教育をどう繋げていくかが大事になるので、多摩市では中学校から高等学校、あるいは高等部への就学支援シートを作成している。就学支援シートについては保護者だけでなく、就学支援シートを使う高等学校・高等部にも話をしている。義務教育終了後は受験ということになる。障がいがある方への配慮ということで試験時間の延長・ルビを振る・発達障がいの方が力を発揮できる環境は人により様々なので 12 月までに情報を得て中学校の校長から高校の方に調整を行う、ということを行っている。

最後に指導内容について。特別支援教室というものが東京都内全ての小学校で設置されている。3 つの学校の特別支援教室を 3 名の教師が巡回して指導するような形態を東京都は採っている。その結果、ある保護者が特別支援の先生に相談をしたいと思っても特定の曜日しかその教師がいないということになり、毎日相談ができないという弊害が出てくる。そこで多摩市は今年度から全ての学校に教員が巡回しないタイプの特別支援教室を導入している。この導入は足立区と多摩市が行っている。令和 3 年度には中学校においても東京都内の全ての中学校に特別支援教室を導入することが決まっている。そのあり方については十分に検討したい。

【委員】

6月15日に総合福祉センターで行われた理学療法士の都民公開講座に参加した。3名の講師で、「誰もがスポーツを楽しむ健幸都市の実現に向けて」ということについて話がされ、ポッチャ選手から見た多摩市の実情という講演もあった。そこで聞いた話。

幼いころは施設にいて、その後地域の幼稚園に単独通園していた。地域の小学校に入学希望したが教育委員会の許可が下りず養護学校に入学した。養護学校から卒業後の進路の話になったとき、1番の希望は体育大学への進学で、現実には心理学科か社会福祉学科という本人の志望もあったが担任に「あなたは作業所に行くしかない。社会は甘くない。」と言われ、進学を諦めさせるかのように高校3年生の授業内容は作業所で行うよ

うな内容になってしまった。

このような話を聞いて「現実はこのものなのか」と思った。そもそも条例や憲法違反になるのではないかと感じたが、現実はこのことになっているのかと初めて知った。障がい者だからということではなく多摩市として健康推進や社会参加などを掲げているが、ポッチャ選手として活動する中で問題点があっても、最近はできるようになったが、ポッチャがそもそもできなかった。都内に障がい者スポーツセンターがあるが混雑状況を考えると30分程度での交代が余儀なくされる。そこで、日野市の市民の森ふれあいホールなどで練習している。曜日や時間によっては障がい者が優先。日野市の近隣の小学生も参加している。多摩市でも障がい者スポーツ体験教室の出前講座はあるが、なかなか障がい者と触れ合う機会がない。障がい当事者と共にスポーツを行うということではほとんど実践できていない状況。今年も多少は行われていて、スポーツ振興課の係長が「今年は16校の予算をとったから」と言っていたが実際応募している学校が8校しかない。せっかく機会があるのに残念。

先週、小田急線に乗ると盲導犬利用者がいた。乗り換える際、車椅子利用者の場合は駅員同士無線で「乗車案内終了しました」と連携をとっているが、このときは駅員がついていなかったで、その人はもたついてしまって乗り換えできなかった。他の乗客が発車を止めようとしたが、駅員がいなかったので何もできなかった。このようなことも通常に起こりえるのかと感じた。

【委員】

思ったこと。私は障がい者に接する機会があり、色々なことを教えていただいて自分なりにどうしたらいいのかを理解しながら生活している。多摩市では多摩市福祉交流会「障がい者ととともにひとときの和」が行われているが、私の子ども3人のうち経験できたのは1人だけだった。行われない間に小学校を卒業してしまった。中学校でやってもいいのではないと思う。子どもは実際に会って話を聞くと、素直に受け止めていることが見ていてわかる。まちで会ってもスムーズに対応できるのではないと思う。それが中学生であるならばもっと力になることがあるのではないか。

接するという面では大人も緊張すると思うので、例えば今回のような出前講座もいいと思うし、DVDを作って会社で流してもらうのも良い。そういうものを作れば理解してくれる人が増え、そのような状況のときに声をかけや手を差し伸べる人も出てくるのではないか。

【副委員長】

社会福祉協議会から来た。今いろいろお話を聞かせていただいて、私達の仕事は、まさに地域の中で障がい者に対する理解を広めていかなければならない仕事であり、地域の中で障がいのある人たちが住みやすくなるような取り組みに少しでも役立てていけるようにしていかなければならないことを改めて感じた。

ひとときの和について。別のところで同じような指摘をいただいた。今年間で小学校2

校でしかできていない。すると、子どもが6年間学校にいる間に、ひとときの和の体験ができる子どもとできない子どもが出てしまう。そういったこともこれから考えていかなければいけないと思う。ひとときの和は、子ども達が素直に障がいを持っている方たちと触れ合うことで、色々なことに気づき、実際に体験・経験をするという意味で、本当に貴重な機会になっている。

また、私達も事業を展開していく中では、講座の中で手話通訳・要約筆記の方に協力いただいで展開しているが、そういった取り組みもしていかなければならない。私たち職員も、知っているようで知らないことも沢山あると感じるので、そういったことにも取り組むことが大切であると改めて感じた。

【委員長】

皆さんから大変中身の濃い発言をいただいて、あっという間に予定の時間が過ぎてしまった。もう少しディスカッションができればと思っていたが、ずいぶん時間が遅くなってしまったので、一旦全体を取りまとめさせていただいて、もしさらなる意見交換・議論のポイントがあるようであれば次回以降にそれをセッティングする。

それでは意見を簡単にまとめさせていただく。

明白な差別がまだあるということが障がいのある方から出された意見の中で忘れてはならないこと。制度についての周知不足・知識不足が背景にある問題と、障がいがある方に対する基本的な偏見のようなもの、それが背景にあり、まだまだ明白な差別があるということを説明いただいた。ただ、ある程度分かっているもどういふふうに対応したらいいのかわからないという事情があるということについても、いくつかの観点から話題が出た。

障がいのある方や支援機関の方から、法律で言われている差別かどうか微妙ではあるが、最低限の法令遵守だけではなく、質的な面でもう一步、配慮・気配り・声かけをすることか、あるいはこういったことができますよというふうに表示をするなど、そういったことが求められているということも発言いただいた。

事業者の方からの発言では、住宅の問題、商工会議所の方は様々な領域をカバーしていたり、移動の問題についても発言をいただいた。事業者の方も様々な努力をしているということがわかった。しかし、大手の事業者と小さな事業者の場合では事情がやや違うようで、ここはやはり過重の負担について一步踏み込み、負担をしても利便性をきちんと担保する企業と、中小企業・個人事業主でそこまでなかなか踏み込めない事情もあるというようなことも背景として理解することができたように思う。

あともう一つ、私達の議論の中で何回も出てきたのが教育の問題。教育の問題については、現在の教育のシステムでかなり個別的に判断をして、進路を決定して、あるいは障がいのある人たちとそうでない人たちの交流の機会が配慮されているという説明があった。一方で、教育のところでなかなか相互に触れ合う機会がなく、お互いの距離が離れており、お互いの困難・事情について理解をしたり、気付くということのアンテナが鈍っているという話もあった。

<p>6. 閉会</p>	<p>これらの話をどうまとめていくのかということについては私もまだ整理しかねているが、一つは周知の問題があるのだろうというふうに思う。これは行政の側が行う周知の問題と民間の側で行うべき周知の問題と二つの側面があるのかなと感じた。それから理解と配慮、これについてどう考えていくのか。これは最低限のコンプライアンス以上の質をどういうふうに考えていくかということで、国あるいは都で条例・法律が定められている中で、多摩市があえて条例を作っていくということで、特色を出せる部分ではないかと思う。</p> <p>ただ、条例として取り組むべき問題と障がい者計画等の行政計画の中で方向性として掲げていくべき問題とがあると思うので、その辺についてはまた整理をして次回以降の論点を出していきたい。</p> <p>以上が私の方で話を聞いて簡単に整理をした点。それでは事務局から事務連絡。</p> <p>【事務局】 事務連絡。 一つ目。次回は7月24日（水）18:30から。 二つ目。前回の議事録の修正点があれば事務局に連絡を。 三つ目。市民委員会公開要領案に目を通していただいて、何か意見等があれば事務局に連絡を。 事務連絡は以上。</p> <p>【委員長】 これにて閉会する。</p>
--------------	--